



2020年6月30日

各 位

会 社 名 ナ イ ス 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 杉 田 理 之
(コード番号 8089 東証一部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 木 口 直 克
(TEL. 045 - 521 - 6111)

課徴金に係る審判手続開始決定に対する答弁書の提出について

2020年6月16日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」で公表いたしましたとおり、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する2,400万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われておりますが、その後、当社は、金融庁長官から、同月18日付で審判手続開始決定通知書を受領いたしました。

これに対して、当社は、本日開催の取締役会において、課徴金に係る事実および納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。今後、当社は、金融庁から発出される課徴金納付命令に従い、当該課徴金を納付いたします。

当社は、この度の事態を厳粛に受け止め、コーポレート・ガバナンス体制と企業風土を再構築し、引き続き、株主、投資家の皆様および関係者の皆様、社会からの信頼回復に向けて取り組んでまいります。

株主、投資家の皆様および関係者の皆様には、多大なご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

以 上